

茂原の別動隊は、三浦帶刀を隊長として藻原寺東寺院を役所とし、

四方の豪農宅へ押入っては金品を強奪した。元治元年（一八六四年）

一月十五日上永吉の千葉弥次馬家も襲われたという。

徳川幕府は事態を重視して関東取締役馬場俊藏、渡辺慎次郎等に

討伐を命じ、更に岩代国福島城主板倉勝頼、下総国佐倉城主堀田陸

繼、同多古城主松平勝行、上総国一宮城主加納久恒に対し討伐を

命じた。この討伐軍は元治元年一月十七日を期して一斉に行動を起

し、東京城主板倉内膳正は手法を持って新開に向い、多古城主松平

豊後守は八日市場を攻め、一宮城主加納備中守は茂原に向い、佐倉

城主堀田侯は後援であった。大村屋楼上で酒宴中の楠音次郎、沢田

正三郎自刃して死んだ。一方加納備中守は次の四隊を編成して茂原

の別動隊の討伐に向った。

壱番 物頭

足輕

吉川日出之助

小河 才助

外十八人

貳番 諸上

小池源之丞

外二十九人

岡田順之助

外二十九人

田中 但馬

外十九人

四番 玉前大明神社人

百人

総計

これと知った真忠組は、いち早く逃走したので、これを追い刺金

村（現白子町）で矢部重吾を討捨て、三浦帶刀、大木八郎、千葉源

居所御改之處、左品捨有^レ之

今般當所に罷在候浪人ども為^ニ御召捕^ニ御出役之處、逃亡候に付、

右之通り私ども為^ニ御立合^ニ御見分之處、相違無^ニ御座^ニ候、依レ之

一札差上申処如^ニ件

文久四年正月十七日

塩入義十郎知行所上総國長柄郡茂原村

同 妙光寺領

組頭 清兵衛

逸作

名主 金兵衛

加納備中守様御内

岡田順之助様

この場を逃れた者も後日、加納隊に逮捕されて真忠組は潰滅した。

浪人共は豪家から、かすめ取つたという所持金を見ると、茂原分隊

長三浦帶刀、四両壱分三朱、副隊長千葉源次郎、十六両貳朱、大鷹

泰助、四十六両三分、大木八郎、五両三分貳朱、大山重助、壱両壱

分、三浦帶刀は隊長として所持金も少なく恬淡であった。

当時の落首にこういうのがある。

茂原から大鷹とんで一の宮

これを三浦が揚げる月星

明 治 時 代

廢藩置県 慶應三年（一八六七年）十月、慶喜の大政奉還により、二百六十余年間つづいた徳川幕府は滅びた。江戸城の明け渡しは、翌明治元年四月十一日に行なわれたが、徳川方の中にはこれを不服とするものが多く、彼等はぞくぞくと江戸を脱出し、関東各地で徳川家恢復のために戦つた。房総地方においても、若干の戦斗、紛糾はみられたが、大半は時勢に順応する態度をとった。

一宮地方における当時の世情は、一宮藩に下達された次の文書などからも十分に推察できる。

明治元 戊辰 四月二十一日御達

近日解散之兇徒等房総地方ニ暴會シ到處暴行残賊良民ヲ欺キ 不畏

次郎、大高泰助、大山重助を逮捕した。

差上申一札之事

居所御改之處、左品捨有^レ之

今般當所に罷在候浪人ども為^ニ御召捕^ニ御出役之處、逃亡候に付、

右之通り私ども為^ニ御立合^ニ御見分之處、相違無^ニ御座^ニ候、依レ之

一札差上申処如^ニ件

文久四年正月十七日

塩入義十郎知行所上総國長柄郡茂原村

同 妙光寺領

組頭 清兵衛

逸作

名主 金兵衛

加納備中守様御内

岡田順之助様

この場を逃れた者も後日、加納隊に逮捕されて真忠組は潰滅した。

浪人共は豪家から、かすめ取つたという所持金を見ると、茂原分隊

長三浦帶刀、四両壱分三朱、副隊長千葉源次郎、十六両貳朱、大鷹

泰助、四十六両三分、大木八郎、五両三分貳朱、大山重助、壱両壱

分、三浦帶刀は隊長として所持金も少なく恬淡であった。

当時の落首にこういうのがある。

茂原から大鷹とんで一の宮

これを三浦が揚げる月星

明治元 戊辰 四月二十一日御達

總督實梁 副將前光

副將回

一宮藩江

頃日一種之兇党等處々屯会シ良民ヲ欺恣意暴行候趣不畏 天威言語通断之所業ニ候条右之徒等其領内ニ入込候ハバ悉ク召捕置可訴少候。万一多人数手ニ余リ候節ハ近隣之各藩申合急速連繫取領民安堵可為致候事

辰四月

總督實梁 副將前光

副將回

明治元 戊辰 四月二十一日御達

松平豊前江就被仰出候旨監軍安場一平明十一日已刻大多喜城被差向候間 同藩重臣之者罷出相待可申候 此段同藩江相達可申候副總督府 御沙汰 候事

朝命之通各藩大義弁別シ四民之教誨最可為緊要事

但今後草姦軌勃起緩急之節○四隣列藩共々○應臨機之處分○然可有之事

明治元戊辰五月四日御達

加納嘉元次郎

其方領地近伝無賴之惡徒等鋒起良民ヲ逆害候ニ付為鎮靜巨魁生殺之權其方江可委任候間精々鎮撫至当之処置可有之候事

閏戊辰五月二十二日御達

加納嘉元次郎

過日以来旗下末々心得違ニ付

朝廷寛仁之御趣意不奉戴主人慶喜恭順之意ニ戻リ謹慎中之身ヲ以脱走ニ及上野山内其外所々屯集官兵暗殺シ民財掠奪益兇暴○逞○以官軍抗衡ハ実ニ不可赦之國賊之致ニ不被為得止誅代祖仰出候依之領内取締而者勿論嚴ニ兵備ヲ整賊徒落行候者有之節ハ速ニ可打取方一不都合之儀於有之○法度御沙汰ニモ可被及小間精○不行届無之様尽力可有之旨

同十二月二十八日於東京御達

加納遠江守

其方領地近傍惡徒鎮静之為巨魁生殺之權大總督ヲ兼而委任有之候処今度被免候事

なお明治元年（一八六八年）四月、府藩県三治の制が定められ、府県には知事をおき、藩は旧によらしめた。同年七月に柴山典が安房上総監察兼知県に任せられている。即ち、新政府によって没収された旧幕領等は、府県をおいてこれを治めさせ、その他の地は旧藩主が支配するという、府県制と封建制の併存によつたのである。

そして藩主はその藩の知事に任命され、形式上は天皇の一地方長官となつた。また版籍奉還を願い出ていない藩に対しても奉還が命ぜられ、こうして翌三年まで奉還を終つてはいる。一宮藩においても明治二年六月、藩政改革を行ない、陣屋をもつて藩庁となし、同月加納久宣が藩知事に任せられている。

政府は諸藩の職制を統一し、藩政改革を推進すべく、明治元年十月に藩治職制を定め、更に二年六月の版籍奉還承認直後には、藩知事に藩政改革の項目を達している。

かくして藩知事の家禄は藩の収入の十分の一となり、公卿諸侯の稱を廢して華族とし、藩士の家格の區別を廢して土族、卒族の二階級とした。各藩には知事のほかに大参事、小参事がおかれたり、藩士の家禄の削減があり、俸禄はすべて米で渡されるようになつた。

廢藩置縣による家禄の支出は、政府の負担となり、禄額の総計は、国の歳出の三分の一を占むるにいたつた。これが対策となつたのが、秩禄処分である。軍事の常識を失い、官途にもつけない士族には農商業に従事することをすすめ、禄高の五年分を一時賜金として支給する外、明治六年（一八七三年）家禄俸還規制を発布し、家禄を俸還する者には六年分の禄高を、産業資金として現金（半額）と

公債証書（半額）で与えた。その後これらは金禄公債証書發行条例の發布によつて家禄制度を廃止するようになつた。

明治四年七月十四日、在京の諸藩知事を召集して廢藩置縣の詔書が発せられ、藩知事は免官された。だが、華族は家禄と身分は保障されて東京に居住することになつた。後任には、府（東京・京都・大阪）には知事、県には県令が中央政府から任命された。これまでの藩はすべて県となり、一宮藩も一宮県となつたのであるが、その後十一月には府県の廢合が行なわれ、全国の府県は三府七三県に整理された。この時一宮県は廢されて木更津県に統合され、県庁は木更津におかれ、柴原和が権令となつてゐる。更に明治六年六月には木更津県と印旛県とが合併し、千葉町に県庁がおかれ、柴原和が千葉県権令に任せられたのである。

この頃からいわゆる「士族の商法」が始まる。しかし明治政府の士族を中心とした、殖産興業政策に影響されて当地方に茶の栽培や養蚕が起つてきた。

又県治実践録にみられるようにこ



心に明治十年ごろから農談会が開かれるようになり、農業に熱心な地主達が集まり、経験・技術を交流して農事の改良に励んだ。

明治十一年農事通信の制度が実施され、十四年に農談会仮規則を、十五年に農産比較談話会規則を定めている。明治十七年勧業委員會設立準則を定め、勧業委員は各郡内で一五〇名とし、その任務は受持部内の農工商の上進と県・郡の指導の処理、意見書、報告書の提出などであった。

県当局が農業政策の面で特に力をいたれた「農事会」は十九年から二十年にかけて多く開催され、参加人員も多数にのぼり、寄与するところ大であったが、より強力な組織をもつ必要を感じ、県農会・郡農会・農業組合等が結成されたのである。明治二十四年にドイツの耕地整理法が紹介されてから、わが国でも近代的な耕地整理事業についての関心が高まり、三十二年に耕地整理法が制定され、千葉県では三十四年から四十一年にまでに四九カ所、五、五五九町が認可を受け施工されている。一宮町においては三十九年にこれが行なわれているのである。

明治二十六年綱田の関宗助が梨苗八本を買い求めて庭に植え、その後百二十本に増殖して梨作りの元祖となり、明治四十年には県下の模範果樹園に指定されている。

又明治四十年頃には片方廻りの馬耕が出現し、四十三年には杉山式馬耕が頭角を表わして能率をあげるようになった。

学制発布 万国とならび立つためには、人材を育てねばならぬという意見は早くから政府の中にあり、明治二年に小学校設立の方

針を指示し、四年に文部省が創設されるとわが国の学校制度全般にわたる法令の起草に着手し、五年八月学制頒布となる。この布告は四民平等の理想をかかげた点に特色があり、学問、教育の目的を「身を立てる財本」「其産を治め、其業を昌にする」「一般の人民必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」「幼童子弟は男女の別なく、小学に従事せしめざるものは、其父兄の越度たるべき事」「從来の因襲の弊、学問は士人以上の事とし、國家の為にすと唱うるを以て、學費および衣食の用に至るまで多く官に依頼し、之を給するに非ざれば學ばざる事と思ひ、一生を自棄するもの少からず、是皆惑へるの甚しきもの也、自今以後是等の弊を改め、一般の人民他事をなげうち、自ら奮て必ず學に従事せしむべき様心得べき事」という原則の上に立つ義務教育制をとつたのであり、政府の強い意欲がうかがわれるものである。

学制はフランスの学制にならい、全国を八大学区にわけ、区ごとに大学をおき、一大学区を三十二中学区に、各区に中学校を、一中学区を二百十小区に、各区に小学校をおくといふ三段階制である。この計画に従つて学制発布の翌年には小学校数は公立八千、私立四千五百に達し、学齡児童の四十ペーセント近くが就学している。

一宮藩においては、明治二年旧陣屋外郭の廢寺を校舎に学問所を開設し、これを崇文館と名づけた。版籍奉還の後、一宮県立学校となり、五年九月に廢校となつてゐる。翌六年崇文館跡と一の宮藩筆学所とを仮校舎として、一宮西小学校・一宮東小学校が設立された。

当時の就学状況は、学齢人口男百六十四名・女百五十四名に對して就学児童数は男三十八名・女五名、就学率は男二十三ペーセント・女三ペーセントという状態であった。

教育は国民自らのものだから、国民は自費で教育をうけるべきだとの原則に立つ学制では、小学校で月五十錢、二十二錢、十二錢五厘の三種、中学校で五円五十錢の授業料をとることになつていてが、これは非常な高額であり、全部の児童から徵収することはできず、結局は地方税の増加と寄付金をわりあつことによつてまかなかうことになつたのである。一宮本郷村においてもこれが議せられたことは、「学資金寄附金奨及び証書類改正議案」によつても明らかであり、「冀はくは父兄たるもの皆其子弟の教育を受け孝悌忠信の道を覺知し子孫繁栄の基礎を得る資本なれば勉励奨發せしめて学資を寄附あらしめんとす。」と述べられている。

県においても学制に沿つて、模範小学校を設立して漸次普及させることとし、教師の養成を第一の目標にし、管内一齊に小学校を設立しようと企てるなどの働きがみられたが、安房・上総のように小藩点在の状態が、貫した指導方針の欠如となつてあらわれ、学事の普及に関しても種々の困難を伴つたことは安易に想像できるものである。寺小屋式の私塾での勉強を尊重するものが多く、小学校に入ることを嫌つた父兄の考えは、從來の寺小屋で教えられる人倫道徳や実用的な習字、そろばんなどに對して、小学校での日常性に疎い勉強や、かなりむずかしい内容——世界に目を開かせる新鮮さはあっても——などに納得できかねるものがあつたと思われる。

加えて教員免状を持つ者だけではまにあわないので、字の読めるものは誰でも教員にしたり、失業士族救済の一助となるなど、教授上にいろいろ支障をきたすことも多く、新教育が実地に生かされぬこともしばしばあつたのである。

明治八年統一ある千葉県が誕生し、第一大学区に屬し、八中学区に分かれ、学区取締を二～五名任命した。下等小学（六歳より九歳）上等小学（六歳より十三歳）の二科となつたのが、明治八年一月、学齢を満六歳から十四歳までとし上下二等の課程を各八級に分け六ヵ月を修学期とした。

女子の就学は男子に比して振わず、一般的の無理解と貧困等によるものであり、九年七月には就学督励のため県は学齢調査概則を定めて主旨の徹底をはかり、十年十二月には「貧民子女学資金給与規則」を制定して就学不能の貧民に県から資金を給与し、学事の振興に努力している。

明治十二年教育令の発布により從来の大中小学区の制度が廃止され、更に十七年にも県では実際に即して学区の改正を行なつてゐる。明治十四年小学校則綱領により、教科は初等・中等・高等とわかれ、初等・中等は各三年、高等は二年の年限となつた。同年一宮西小学校は公立一宮小学校となり、東小学校は附属となつた。当時の状況は訓導三、助手五、生徒数男二百十四、女百十一である。明治十九年、二十三年と小学校令が出されて教育内容は画一化し、日清戦争の後はこの傾向がいつそう強くなつて行つた。十九年の学校令の制定により学校制度がほぼ確立し、小学校最初の四年間を義務教

育とし、二十年に一宮本郷村立一宮高等尋常小学校となつた。二十五年公立一宮小学校附属東小学校は独立して桃園小学校となり、三十三年一宮尋常高等小学校と合併される。明治四十年に義務教育が小学校最初の六年間となり、就学率も末年には九十七パーセント（全国平均）というめざましい躍進を示している。

明治六年十月十八日東浪見村字大村正満寺本堂を以て小学校を創立した。明治九年九月旧郷倉に移転し、十五年、綱田村外四カ村連合、北小学校と称することになる。二十年四月東浪見尋常小学校と改称。二十年七月には一学年補習科設置許可があり、二十五年八月新築落成の校舎に移転した。

綱田小学校は明治六年十二月寺院を仮用して開校し、九年六月校舎を新築し、三十四年五月東浪見尋常小学校に合併する。

三十四年五月東浪見尋常小学校、綱田尋常小学校を廃して東浪見小学校を置く。その際知事より認可された写しは次のとおりである。

庶収第一三九二号

長生郡東浪見村

今般小学校令第九条ニ依リ知事ノ認可ヲ得東浪見村東浪見尋常小学校及綱田尋常小学校ノ二校ヲ廢シ更ニ一校ト為シ位置ヲ東浪見村大字東浪見字苗代二千七百五十六番地、二千七百五十番地、二千七百五十二番地、二千七百五十三番地、二千七百五十四番地、二千七百五十五番地ニ定ム。

明治三十四年五月一日

千葉県長生郡長 川瀬 渡



明治六年十月戸籍簿

印旛両県が合併して千葉
県がおかれ、県内を十六
大区に区分し、大区の中
を三ヶ六小区に分けた。
埴生・長柄両郡は七大区
に区分された。同年八月
県は区長以下選挙法を布
達し、区長は官選、戸
長、副戸長は人民の入札
(投票)公選と区長の具申

によつて議定するものと
したが、七年には正副区
長、戸長は官選、副戸長は從來通りとし、七年八月には大小区役所
規則が定められ九月から執行された。

区・戸長と区の間の結びつきは弱くなり、江戸時代より培われた
村役人層の支配力が著しく減退することになり、新区・戸長は中央
政府に依頼するところ多く、七年の区長官選によつて官吏なみの身
分となつて、村落の代表という面が薄れて来た。

一宮本郷村、一宮新対村、東浪見村、綱田村は第七大区(大区役
所 茂原)四小区に属し、この区分の中には他に次の十六カ村が含
まれる。

猿袋村 寺崎村 北山田村 大谷木村 下ノ郷村 岩井村 小滝

三十四年六月十一日東浪見尋常小学校へ高等小学校の教科併置の件
が認可されている。

不就学の原因の多くは貧困によるもので、この救済方法としては、
前記寄付金による学資の支給を各町村の保護会によつてなさしめ、
その就学を容易にしようとしている。

戸籍法と徵兵制 明治四年の廢藩置県以後、県の廢合はめまぐ
るしく行なわれ、どしどし新しい行政区画がつくられた。更に明治
四年に出た戸籍法により県下の行政区画も又別の姿をとるようにな
つた。即ち江戸時代の地方の区画は、国一郡一町村という形であつ
たが、国と郡とは単に地域を示す区画に過ぎず、國又は郡に支配区
域(地方行政区画)という性格はなかった。村にはある程度地方行政
区画的性質があつたが、江戸時代の村は非常に小さく、現在、大字
とよばれているものが大体昔の村であったと考えられるのである。

明治四年に出された戸籍法は、戸籍事務取扱いのための行政区画
として区を設けた。いくつかの町村をいつしょにして区を作り(小
区)、この小区をいくつか合わせて大区を作つた。しかしこの区分
は現実の住民の生活範囲とは関係なく、一定の規準によつて机上で
区分を行なつたものである。大区には区長、小区には戸長・副戸長が
おかれ、戸籍の作成と管理などの事務にあたり、その区内の戸数人
員生死出入などを詳にすることを掌つた。この役は、はじめは従来
の床屋・名主・年寄などがあつたが、その受持地域はもとの支配
地域と必ずしも一致していなかつた。従来の町村と並んで区といふ
戸長の管轄する行政区画ができたわけである。

明治六年六月木更津・ 印旛両県が合併して千葉 県がおかれ、県内を十六 大区に区分し、大区の中 を三ヶ六小区に分けた。 埴生・長柄両郡は七大区 に区分された。同年八月 県は区長以下選挙法を布 達し、区長は官選、戸 長、副戸長は人民の入札 (投票)公選と区長の具申	村 河ス谷村 上市場村 川島村 東浪見村 綱田村 椎木村 中原村 和泉村
第七大区四小区戸籍表	上總国長柄郡
猿袋村 寺崎村 北山田村 大谷木村 下ノ郷村 上ノ郷村 岩井村 小滝村	河スケ谷村 上市場村 川島村 一宮 本郷村 一宮新対村 東浪見村 綱田 村 椎木村 中原村 和泉村
合十八ヶ村	

明治8年有職分表

	男	女		男	女		男	女
官員	4	—	工	358	6	副戸長	16	—
神官	2	—	商	439	194	小学校教師	11	—
兵隊	3	—	雑	133	7	教導職僧侶	36	—
英学	2	—	雇人	4,751 1,016	5,413	教導職神官	7	—
医術	22	—	区長	1	—	郵便取扱人	1	—
筆学	7	—	副区長	1	—			
農	3,782	5,206	戸長	1	—			

第七大区四小区

総計	戸数	社数	寺数	内入寄留	千三十四戸	浪見村舍五ヶ村	綱田村	椎木村	中原村	和泉村	東	明治八年の第七大区六小区戸籍表

第七大区四小区 他管轄へ寄留表

	本 人			家 族		
	合 計	内 訳		合 計	内 訳	
		男	女		男	女
官員	7	7	—	18	3	15
士族	27	26	1	113	41	72
兵隊	3	3	—	—	—	—
医術	1	1	—	—	—	—
農	10	10	—	17	11	6
工	6	6	—	19	12	7
商	26	25	1	51	26	25
雑業	65	51	14	72	34	38
傭人	86	69	17	—	—	—
脩行人	4	4	—	—	—	—
計	235	202	33	290	127	163

133

人 員 表

	戸 主			家 族		
	合 計	内 訳		合 計	内 訳	
		男	女		男	女
士族	83	80	3	284	94	190
僧	41	41	—	18	8	10
平民	2,724	2,640	84	12,134	4,805	7,329
計	2,848	2,761	87	12,440	4,911	7,529

本寺	有住	三十九ヶ寺
戸数	二千七百四十九戸	一戸
内入寄留	二千八百戸	一戸
総計		
取締所	一	
七		
説教所	十五	
七		
旧陣屋	一	
土藏郷立	十一	
村持堂	七	
大区扱所	一	
陸運会社私立	三	
明家	二十	
郵便局	一	
網置場	十六	
小学校公立		

男女別年齢別人員表

	男	女
14 以下	2,278	2,150
15 以上	896	2,898
21 以上	2,192	—
40 以上	1,663	2,515
60 以上	625	—
80 以上	18	53
計	7,672	7,616

第七大区四小区 他管轄より寄留表

	本 人			家 族		
	合 計	内 訳		合 計	内 訳	
		男	女		男	女
神官	4	4	—	—	—	—
士族	1	1	—	3	1	2
工	2	2	—	—	—	—
雑業	14	—	14	—	—	—
傭人	1	—	1	—	—	—
計	22	7	15	3	1	2

	計	男	女
夫婦	6,844	3,422	3,422
出生	455	242	213
廃疾	42	30	12
脱藩	6	6	—
懲役	9	9	—
死亡	319	161	158

人 員 表

	戸主		家族			
	合計	内訳		合計		
		男	女			
華族	—	—	—	—	—	
士族	—	—	—	—	—	
平民	1,013	984	29	4,743	1,891 2,852	
計	1,013	984	29	4,743	1,891 2,852	

男女別、年齢別人員表

	男	女
14 以下	848	832
15 以上	291	1,051
21 以上	839	—
40 以上	633	967
60 以上	260	—
80 以上	4	31
計	2,875	2,881

	計	男	女
夫婦	2,570	1,285	1,285
出生	205	110	95
棄児	2	1	1
廃疾	21	17	4

明治8年有職分表

	男	女
官員	1	—
兵隊	4	—
僧	11	—
本邦学	2	—
医術	13	—
筆学	1	—
農	1,680	1,600
工	21	—
商	46	51
雑業	23	17
計	1,802	1,668

(第七大区六小区)

区内の戸籍をつくり管理することが戸長の重要な役目であったが、これは次に述べる徴兵制の準備と無関係であり得ないものを持っている。

江戸時代の軍事的勤務は武士階級のみが行なつており、明治新政府もその初頭においては諸藩の兵を徴用し、石高に応じて一定の常備兵を各藩に備えさせていたが、明治三年十一月に徴兵規則が制定され、翌年一月から各道府藩県で士族・卒・庶人に関係なく身体強壯の者を一万石につき五人ずつ差し出すべきことを命じた。しかしながら新政府に実力が乏しかったためこの徴兵はあまり成功していないのである。

廢藩置県が断行されて中央集権の体制が一応整うと、各藩の藩兵を解散し、鎮台を設置して諸兵を徴し、鎮台兵とし、三年十月には

兵制統一の布告(海軍はイギリス式、陸軍はフランス式)が出され、四年二月には薩・長・土三藩の兵約一万をして天皇守衛の任にあらせ「御親兵」(明治五年近衛兵と改称)と称した。同じく四年十二月に山県らは四民皆平等に兵役に服させることを請い、五年十一月に全国徵兵の詔が下り、これに関する太政官の告諭が出され、翌六

第七大区六小区 他管轄よりの寄留表

	本 人		家 族			
	合計	内 訳		合計		
		男	女			
士族	1	—	1	—	—	
商	1	1	—	2	—	
雑業	—	—	—	1	1	
計	2	1	1	3	1 2	

第七大区六小区 他管轄へ寄留表

	戸主		家族			
	合計	内訳		合計		
		男	女			
官員	1	1	—	—	—	
医術	1	1	—	—	—	
農	10	10	—	17	11 6	
工	2	2	—	4	4	
商	5	5	—	13	9 4	
雑業	—	—	—	9	2 7	
計	19	19	—	43	26 17	

西欧諸国の圧力によって開国した当時の日本としては一日も早く統

一国家を作らねばならず、「富國強兵」は絶対の目標であり、歐米先進国の成果が急激にとり入れられた結果、経費支出要求も急増した。しかも歳費の三十パーセントを大名や武士の家禄として支出していることは非常に当を得ないのでこれを中止して「富國強兵」にふりむけたのが秩禄処分である。こうした富國強兵をめざす政府の基本方針の下に着々と整備がととのい、明治六年四月末には習志野の演習を明治天皇が統監されている。

明治六年一月印旛郡佐倉が東京鎮台の第三師管と定められ、七年五月歩兵第一聯隊第一大隊の屯營となり、同年十月から十一月にかけて初入營がみられ、以後本町出身者で同所に入營する者多くを数えるようになった。

地租改正 陸軍・海軍の整備に伴う経費の最大の収入源は地租であり、統一国家として政治の統一をはかるためには貢租の統一の必要を知り、地租改正が断行されることになった。しかしこれまで地方によって違いのあった租税制度を改正するのは容易ではないので、明治元年八月、諸国の税法は一両年は旧によることに定め、十二月には村々の土地は農民に所有権のあることを確認し、四年田畠勝手造りが許された。同年には田米正納以外の金納も許され、五年に地所永代売買の禁止を解除し、土地を売買した際は地券が渡され、その土地の所有者であるという証拠になった。

明治六年七月勅語を出されて地租改正条例が発布された。その勅語に「税金のことは政府にとっても人民にとっても、もつとも大切なことだからこの法律を出すのだ」と説明している。この条例は

七章より成り、主な内容は次のとおりである。

(1) これまでの年貢は収穫高の何割という課税であったのを、農地の値段（地価）の何パーセントというように決める。

(2) 当分は税率を地価の一〇〇分の三（三パーセント）とする。

農作物の出来工合によつてこの率をかえることをしない。

(3) 地租は金納制とする。

(4) 地租を納める義務のあるのは、その農地の所有者である。

このようにして地租改正の法律は定まり、実施に移されたのであるが、田畠宅地の分は明治六年からはじまって九年ごろに、山林原野の分は十四年になって概ね終了した。土地の実地調査・測量・地価の決定と多くの時間と手間を要する難事だったので一村内数カ所に行なうにとどめたり、はじめから全体としての地租の額を決め調査の結果を予定額に合わせたりするというようなこともあった。

地租の改正は決して軽減を目指したものではなく、かなりの重税でもあつたので、農民の期待は大きく裏切られた。又地租の金納制は貨幣經濟の農村への大巾な渗透をいみするものでもあつた。

財政上の必要から実施された地租改正であるが、同時に土地制度改革の意味をも有していたのである。即ち明治五年に実施された地券は地租収納のための制度であったが、これは土地の所有権を表示するものでもあつたので、同年の地所売買譲渡に付地券渡方規則には地券を「地所持主たる確証」としており、地租改正後は土地の調査、地価算定の上に地券が下付され、これによつて「耕地所有之証」

が確定するものと考えられたのである。

明治六年七月地租改正条例が発布され千葉県においても「地租改正に付人民心得書」を制定した。この心得書は実際に印刷されて各村に配布され、一大区又は二大区毎に一ヵ所ずつの取調所を設け官員が出張して地租改正の事務を行なう際、諸事差配すべきものとしている。地租改正の一番の難関である地価の決定についてこの人民心得書は「従前の石盛や貢租等は一切ないものとみなして、これを定むべきものとし、これまで直作、小作地の別なく小作入付（小作料のこと）何程として、地価を定めて来た土地は、石入付高よりその後の地租（地価の一〇〇分の三）および作入用（地租の三分の二まで）等を引去つた地主の所得となるべき米金から、その村従前売買仕来の方法によつて、地価を算出して記載すべきものとし、畑で永取（錢納）の場所は、小作料の額の異同が多いので、小作地であつても、直作のものとみなし、一ヵ年の取上高の中から種肥代やその後の地租村入用等を引去り、從前売買仕来の方法によつて至当の地価を算出すべきものとしました。従来売買の仕来というのは、それぞれの地方で、たとえば、土地の代価は小作料年額の十倍といふような慣行があるうから、その慣行の倍数によつて地価を定めるべきであるのです。地方官心得書では、直作地で、六分、小作地で四分で、右直作地、小作地の各場合の金額を割つて地価を定める例を挙げていますが、千葉県では、右の率はそれぞれの地方の慣習によることにしたのです。持主がざりで右の地価を申出ますと、

その地の正副戸長がとくと調査の上、不都合がなければ、別紙雛形

なことだからこの法律を出すのだ」と説明している。この条例は

七章より成り、主な内容は次のとおりである。

(1) これまでの年貢は収穫高の何割という課税であったのを、農地の値段（地価）の何パーセントといふように決める。

(2) 当分は税率を地価の一〇〇分の三（三パーセント）とする。

農作物の出来工合によつてこの率をかえることをしない。

(3) 地租は金納制とする。

(4) 地租を納める義務のあるのは、その農地の所有者である。

このようにして地租改正の法律は定まり、実施に移されたのであるが、田畠宅地の分は明治六年からはじまって九年ごろに、山林原野の分は十四年になって概ね終了した。土地の実地調査・測量・地価の決定と多くの時間と手間を要する難事だったので一村内数カ所に行なうにとどめたり、はじめから全体としての地租の額を決め調査の結果を予定額に合わせたりするというようなこともあつた。

地租の改正は決して軽減を目指したものではなく、かなりの重税でもあつたので、農民の期待は大きく裏切られた。又地租の金納制は貨幣經濟の農村への大巾な渗透をいみするものでもあつた。

財政上の必要から実施された地租改正であるが、同時に土地制度改革の意味をも有していたのである。即ち明治五年に実施された地券は地租収納のための制度であったが、これは土地の所有権を表示するものでもあつたので、同年の地所売買譲渡に付地券渡方規則には地券を「地所持主たる確証」としており、地租改正後は土地の調査、地価算定の上に地券が下付され、これによつて「耕地所有之証」

の地価帳を作り、一筆限り持主に名前下に調印させ、正副戸長立会人とも奥書き連印の上、県庁へ差出すべき定めでした。県ではこれを取調べた上で、前記のように仮決定とし、または再調査を命じた上で、現地に臨み、地引帳と地引絵図とを照らし合わせて検討する、という段取りになつたわけです。（千葉県史明治編）

このような方針のもとに、明治六年から千葉県でも地租改正事業を始めたが、県庁の焼失等により思うように進捗せず、明治八年九月県から取調方の巡回をするようにとの各大区に対する達しがあり、正副区長の中一人、正副戸長総員の中約四分の人員が申し合わせて地租改正取調に従事すべきことに決まつた。が実際に着手したのは翌年十月である。

明治九年中に改正を完成するという政府の方針に刺激されて促進をはかつたので追々に成果があがり、同年八月土地の丈量が終り、地価等級の調査に着手した。これはかなり困難な仕事であったので、各大区に模範村を設けてこれにならわせ、戸長・改租総代人・老農の意見を徴するなど各村間に著しい違いの生じないようにし、地価の決定に必要な米麦価の算定には明治三年以後五年間の各地の時価の平均に基づくなどして、田畠宅地の改租は明治十一年にはほぼ完了した。山林原野の地価決定もこれに統いて十三年一月より始められている。

地租改正のために要した費用の一端を次の文書によつて知ること

明治九年地租改正 払出受取証

夫賃之部

一、金 ^印八錢六厘也 明治九年九月十一日 茂原仮調所 夫賃一
里十六丁 但一里ニ付金三錢五厘

右正ニ受取候也

上総國長柄郡一宮本郷村

右正ニ受取候也

上総國長柄郡一宮本郷村

森田九郎右衛門^印

修繕費之部

一、金 ^印八錢三厘也 改正調所ニテ 用 茶釜イカケ賃

右正ニ受取候也

上総國長柄郡一宮本郷村

通運会社 ^印

議事章程

明治四年七月の廢藩置県によつて藩議会は消滅し、太政官の組織を正院、左院、右院に分から、左院を立法機關とした。地方でもこの線に添つて民会が各地で開かれ、印旛県、木更津県においても明治五年に民会が設けられている。

木更津県では県令柴原和が県内に民会を起そうとし、管内を九区に分ち、各町地から總代人を、更に区ごとに二人の代議人を定めさせることとし、六年二月に各区の代議人がきまり、議事則（二十一條）が頒布された。「この議事則は、『夫県厅は人民を保護する者にして人民を抑制する者に非ず』」という第一條に始まり、県厅はそういうものであるからその命令は人民をしてその自由を遂げ、その幸福を享けしめんがために計らないものはないが、上下の情が相通じないときは、県厅の命令もその趣意が貫徹しないものがあるかもしれません。さりとて五〇万県民の一人一人に相談するわけにはいかないから、この度新たに議事所を開いて、代議人を選び、大に民事を議せしめようとするのである。代議人の法がすでに定まつた上は、代議人は管下人民一般の選挙する所であるから、代議人の可とすることは管下人民一般が可とすることであり、その不可ということは管下人民一般が不可とすることである。しかし、代議人は事を議する

右正ニ受取候也

上総國長柄郡一宮本郷村

原田忠兵衛^印

一、金 二円二十五錢五厘也 九年九月十六日より廿二日迄四十一人前代但一人前ニ付金五錢五厘

右正ニ受取候也

上総國長柄郡一宮本郷村

田中新五 之助^印

一、金 ^印五錢也 茂原行

右正ニ受取候也

上総國長柄郡一宮本郷村

中村長三郎^印

一、金 ^印六十五錢也

茂原行

権はあるが、これを行なうすなわち執行する権はない、といつています。議事則と呼ばれていますが、議事というよりは代議人による

民会の趣旨を懇切丁寧に説明したものであつて異色ある立法といふことができましょう。」（千葉県史明治編）

議長には県令、又は参考があたり、第一回議会は三月七日に開かれている。明治六年六月印旛、木更津両県が廢止されて千葉県となり、旧両県の定める代議人の制を踏襲して千葉県会の制としたのである。大区十六より一人ずつの代議人を挙げ千葉県議事会の代議人は三十二人である。同年十月千葉県議事則が出され、第一回の会議が開かれている。

この振興のために七年一月千葉県議事則を廃して千葉県議事則を廃して千葉県議事条例を設け、大区議事章程を定めた。

明治六年大蔵省は地方官会議を開くことを計画し、その議事規則を定めたのが議事章程であるが、種々のいきさつからこの地方官会議は消滅してしまった。明治七年の台灣遠征が時の政府に思わぬ波紋を投じ、自由民権運動にも新しい機運がみなぎり全国的な運動に発展しそうになつたので、政府はその基礎をかためるために具体的な政府改革案をきめたのである。

同年四月「漸次に國家立憲の政体を立てる」という方針の詔が出された。その中に「地方官を召集し、以て民情を通じ、公益を図り」というのにのつとり同年六月第一回の地方官会議が開かれた。この会議で地方民会（府県会・区会）のことが討議され、議員公選制の希望も出されたが、結局区長、戸長の会議で代えるというやり方に

決している。この会議の議長木戸孝允の言によると全国で民会を開くもの 七県
区戸長会を開くもの 一府二十二県
議会のないもの 一府十七県
明らかでないもの 県
地方民会に入るはずの町村会のことはこの時の会議では問題とさとなつてゐる。

明治九年一月県は議事章程を変更し、大区議事会章程も改正した。その施行の達しにより小区会議・町村会議を開こうとする所も生じた。

その後次第に区会町村会の意義が大きくなつたので、政府は十三年に区町村会法一〇条を定めて区町村会の設置を強制した。これは大綱を定めるだけで詳細については各地の実状に即して定めさせる目的であったが、うまくいかなかつたので十七年に、区町村会法の全文改正が行なわれ、府知事県令・区戸長の権限が強化されている。又戸長公選制も廃止されて官選制となつた。

明治十四年度

一宮村議会現状 明治14~15年度

明治十四年度戸長役場扱費不足高 二十円九十三錢二厘、但し当十五年度一般の協議費へ組込み徴収することにした、とある。

戸長役場扱費は地方税中より下付されたもので、該扱い方過不足金の件に就いては、その町村委会の決議を経て協議費より支弁するものであつて、ここに徵収を要求する所以であると、所分方を願う。

また翌十五年度各協議費割賦法その他改正議案が提出され、それによると、

一般協議費計高 千百五十九円六十錢五厘

内 訳

一号原案協議費予算高

千八百十五円五十錢

二号原案招魂祭費不足高

五十三円十七錢四厘

三号原案役場費不足高

二十円九十三錢一厘

その内訳は次の通り

八百六十九円七十錢四厘

地租掛高七步五厘。二百八十九円九十

錢一厘 戸数掛高二步五厘。総戸数凡そ八百戸に割一戸に付き三十

六錢二厘三毛七糸六余。但しこれは去る二年度以後決議の割合であ

つて、戸数は概略を示すもの。同十五年度分費金免除者当時調に付
き実施される時は必ず異動があつた。

夫役代納金計高は二百十円で、その内訳は六十円 四号原案常備

人夫代納金見積高で、百五十円 五号原案 洲凌人夫代納金見積高

であり、その計金二百十円は夫役勤務者凡そ六百戸一割一戸に付き

三十五錢である。

但し本費金を前一条の協議費へ組入れ、さらに割賦法を改正して

徴収しなければならない。また次に改正割賦法を掲げると、

本条金員を別途徴収するに役場に於いて一層の手数を生ずるかた

議費出所の名称を存し及び毎費且割賦法を擧ぐるは勿論なれども、

偽に理のみを以てこれを推究せば、実施上事或は多端に涉り到底手
数を要し徒に之が費用を増するものあるに至る持費用の増すは彼
我ともに憂いる所なり。因て本案第2条の金員を第1条へ込め而し
て第2条中第二項の費目を改め第4条の費目と変換するのを冀望す
る所以なり。と

本県並びに郡役所追徴金及び臨時費賦課方議案

十一円二十六錢三厘（獄建築修繕并勵業費追徴金但し地租金十円
に付き金三錢二厘）

二十四円五十三錢四厘（長柄上埴生両郡連合会費臨時掛金 但し
地租金十円に付き金三錢九厘八毛一戸に付き金一錢一厘）。七十一円
三十錢九厘（道路修繕費）但し地租金十円に付き十二錢一戸に付き
三錢になる。

合金百八円十錢六厘 賦課前記の通りにし方今公務多端の際その

都度徴収相成り益々間操替上納致し置きに付ては該割賦方は当十五

年度地方税割賦法を用いて徴収をなさんとす。但し本文官達の追徴
金及び臨時費などの類は今後当役場扱の方は總て役場徴収季節の地
方税割賦法に準拠徴収するものとせん。と説明を加えている。

種痘医及び世話掛増給等の議案については十円（種痘医一名年給）
内六円（従前決議の全員）四円増給。六円（同世話掛一年年給）内
四円（従前決議の全員）二円増給。一円（種痘医出張所借家料）計

十七円、但し前々決議之通り衛生費借金の利子より支出するものと

め依つて一条へ組入れ次の改正割賦法を要する所以なり、かつ1、
2両条の戸掛費を合併せは夫役勤務者一戸の経費金七十一錢二厘四
毛弱となる。また総戸掛親高二回を併せると四百九十九円九十錢一
厘となる。と改正割賦法を述べている。

千三百六十九円六十錢五厘前两条合員合併高で、この内八百六十
一円八十五錢一厘地租掛高の六歩三厘とす。五百六円七十五錢四厘
戸数掛高を三歩七厘とし、凡そ八百戸に割一戸に付き金六十三錢三
厘となる。

本条割賦の全員を以て第1、2両条の各全員を比較してみると、
『この表金六円八十五錢三厘全員を地租掛に減じて戸数掛を増し聊
き者にあらざるなり』と述べている。また、『第二条の説明中掲示
の一戸掛費と本条一戸掛とを比較してみると、本条の費金七錢九厘
四毛を減じた。そこで該減省の金員を六百戸にすれば合計四十七円
六十四錢減になり、該減額の全員は戸長以下各夫以下各夫
役除役者の戸数へ増すものであります』また『該減額勿ちしめんと
欲して本条割賦法を換へば2条説明中掲示の全員を得るといえども
如何にせん地租掛費の多分減額し生じ該減額の全員はまた各夫役除
役戸数にて救助するに至るに付きよつて斟酌して書面の割賦法を提
出せしものなり』と、ながながと述べている。

百五十円 六号原案水役給料その他予算高で、費内各堤防及び水
路修繕等の材木その他各資金一般協議費のうち道路橋梁費と出納上
甲二十六号を以て種痘順序達せられし處、昨十四年本県甲第百九号
を以て該種痘順序を廃止するといえども該達中種痘医規則及び天然
痘予防規則は從前の通りたるべしと達せられるに付いては從前達
の種痘所及び世話掛は無論廃止と相成り且つ種痘医といえども當役
場より支給するは聊勘延に過る景況ありといえどもすでに天然痘予
防規則第五条に送籍の時は必らず第2条に掲くる医師の証書を所持
す可しと之あり程の処當部内人民においては未だ種痘の必要なるを
知らざるの徒勘からざるを以て種痘医の出張所を設けしめ、特に當
管内の如き未痘全多人數なれば医員一名にて諸事差支あるは勿論に
付き更に世話掛を置しとす。

且つ種痘医の給料において前世話掛より兼ねて具申の次第も之あ
るに付き該増給は勿論世話掛も書面の増給をなさんとす。

明治十五年八月

村会 決議書

同十五年度 役場營繕その他協議 予算の議案

三十五円 役場營繕費 聯合会決議によるもの

四百九十三円 戸長筆生増給出役日當

第一款 四十八円 戸長増給一ヶ月 金四円割

第二款 四百三十円 筆生八名増給一ヶ月一人金四円五十錢
割

但昨年度決議の定 有り且日給給与方寄捺(総)て昨年
度決議に準拠するものなり。

第三款 十五円 出役日当

二十八円 神社祭典諸費 十円増す

合金千八十五円五十銭

議長 永田 善次

明治十五年八月十三日

東浪見村会議案綴(明治二十二年六月)

第三条 五十円 役場増員小使一名 給料一ヵ月金四円五十銭
但し昨年度決議の金員金六円を増す。

七十二円 学務委員三名 年給但し昨年決議

二十五円 村擔代八名 日當但し前回同断の内十円を減す

六十八円 組長十七名 給料一人に付き年金四円

七十円 伍伍長三十五名 給料一人に付年金四円

八十八円五十銭 組長附属小使十七名 給料一ヵ年分

四十円 通常会議諸費

第一款 二十五円 議員二十五名 日當四日分一日一人金十

五銭

第二款 五円 書記二名 日當五日分一日一人金五十銭

第三款 一円 受付一名 日當四日分一日金一十五銭割

第四款 九円 議案筆耕料その他諸雜費

十二円 役場宿直油代その他入用費 二円増す

二十四円 諸臨時費 十四円を増す

三十六円 旧新山番 九人分年給

五十円 道路橋梁渡船修繕費 二十円増す

第一条 会議ハ午前第九時ニ始マリ午後第四時ニ終ル時 ニヨリ
議長ノ意見ヲ以テ之ヲ伸縮スル「アル可シ」

第二条 議事ノ始終ハ擊拆ヲ以テ之ヲ報之

第三条 議員欠席スル時ハ開会時限前ソ之ヲ議長ニ報ス可シ

第四条 議員ノ席次ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 会議中ニ議長ト呼ヒ議員ハ番号ヲ称ス可シ

第六条 議案ノ可否ハ三次会ヲ經テ之ヲ決ス可シ

第七条 第一次会ハ議長履記ヲシテ議案ヲ朗讀セシメ總体、就キ
其可否ヲ決ス

第八条 第二次会ハ議長履記ヲシテ議案ヲ逐條朗讀セシメ其可否
ヲ決ス

第九条 第三次会議長履記ヲシテ第二次会ニ於テ議決セん議案ヲ
朗讀セシメ全体ニ キ其可否ヲ決ス

第十条 発言セント欲スル者ハ起立シテ議長ク呼 其許可ヲ受ク
可シ

第十一条 論議ハ議長ニ向ヒ之ヲ為ス可シ

第十二条 第三次会ニ於テハ一議題ニ付発言二回ニ起フル事ヲ得

ス
(七十五円四十銭一厘)
此訛
(三十一円一厘)
金一百十七円 東浪見尋常小学校費
内
(八円)
金百二十円 教員給料 正科訓導一人 月俸金十円(九円)
(九十六円)
金七十二円 助手給料 某科訓導二人 一人月俸二十一円
金六円 小使給料 小使一人 月給金五十銭
金十四円 需用費 新炭書藉其他雜品購求費
金五円 営繕費 修繕予備金
一、金百五十八円四十銭一厘 綱田尋常小学校費
内
金百二十円 教員給料 正科訓導一人月俸金十円
金二十四円 助手給料 助手一人月俸金二円
金一円四十銭 小使給料 小使一人一ヶ月金三十銭
金十一円一厘 需用費 薪炭筆口墨其他雜品購求費
金一円 営繕費 修繕予備金
收入之部
(八十九円四十銭三厘)

百四十条ノ議員自治團結内に更に独立の小組織を存続するの謁
なく如シ 然る時実際に就きて見れば往来の慣行に依り町村区域

内に特別の財産を有する部落あるは勿論本条の施行ノ際ただ今的小
町村を合併すれば多少部落にある小町村を生ずるは實際免レズ故に

本条ニ於て各部落ニ特別の財産をなし又は特別の組織を要する事情
は務めて旧例をなし各部利害をして互に抵弱するを避けしむる
り。

また区長を設けるの例は自慢の良元素を市町村制中に加るものに
して旧制の伍長組長等の例を襲用せるなり。

東浪見村教育費明治廿三年度支出収入予算議案

支出之部

一、金三百八十九円四十銭三厘 教育費

教育費

金百八十六円

授業料收入

但生徒東浪見校百人 綱田校五十五人惣人員千八百六十人

一人一ヶ月金十錢

但一家數名ヲ入学セシムモノハ一人ノ分半額トス

差引金百八十九円四十錢二厘

(二百三円四十錢三厘)

但一月一日現在惣戸数三百八十五戸一名ニ付金三錢
(役場)

長柄郡東浪見村明治廿三年度才出入予算議案

第一款 役場費

第一項 給 料

書記給料	金四十五円	月俸三円七五錢
内	(五十四円)	(四円五十錢)

金九十二円四十錢二厘	東浪見村綱田負担額
内	金七十九円七十七錢五厘

金八円八十錢二厘	地価割
但一月一日現在惣地価金一万三千七百六十三円七十八錢五	厘地価金十円ニ付六厘三毛九糸五忽

金三円八十二錢五厘	別割
但一月一日現在惣戸数五十一戸一戸ニ付金七錢五厘	金九十五円

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金十五円四十七錢	地資利朱
(二十六円五十五錢一厘)	

金但二月一日現在惣地価金十万二千五百十三円五十九錢地価	別割
金十円ニ付金二厘五毛六糸五忽	金六円六十三錢 左別割

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金十五円四十七錢 地価割

金十五円四十七錢	地價割
(二十六円五十五錢一厘)	

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額
内	金七十二円九十錢

金一百六十円一厘	東浪見村東浪見負担額

<tbl_r cells="2" ix="1" maxc

のすから少ないが、ひとり北西部すなわち東京府・埼玉県に接する地方は分合去就が至つて便利なので、博徒強盗その他無賴の徒が常に相往来し、ために警察官吏も他に比べるといつそう忙がしい。」

(千葉県史明治編)

明治四年十一月県治条例により県庁事務四課の中の聴訟課が民事刑事の裁判・捕亡のことを掌つた。明治五年八月司法職務定制が制定され、裁判所を司法省臨時裁判所、司法省裁判所、出張裁判所、府県裁判所、各区裁判所とし、民事刑事の両課を置いた。関東地方より順次に府県裁判所、区裁判所が置かることになり、八月に木更津・新治・印旛の裁判所を、又木更津裁判所管内には大網・勝浦、北条の三支厅がおかれ、九月にはこの三支厅はそれぞれ区裁判所と改称された。明治六年六月印旛・木更津県が合併して千葉県となつたので、印旛・木更津裁判所を合わせて千葉裁判所と称することになる。明治八年大審院創設にともない司法制度上の改革が行なわれ、司法省と裁判所がはつきりと区別されることになる。この時に規定された裁判所は大審院、上等裁判所、府県裁判所であり、千葉県には府県裁判所として千葉裁判所がおかれ、各地にその支厅が設けられた。同年三月二十六日一宮に千葉裁判所の支厅が設置される。

明治九年九月府県裁判所の名称を改め、地方裁判所をおき、十四年控訴、始審、治安の裁判所について定め、十五年治罪法（刑事訴訟法）の施行によつて千葉県では始審裁判所を千葉・木更津、治安

裁判所を千葉・八日市場・木更津に、重罪裁判所は千葉で開かれることになった。明治二十一年に治安裁判所出張所が一宮本郷村観明寺を仮庁舎として設置されているが、これに関する文書に次のものがある。

明治廿一年度一宮本郷村 治安裁判出張所設置修繕臨時協議費
予算決議

支出の部

一、金二十九円九十三銭三厘 治安裁判出張所設置修繕諸費

金五十銭 同所五間据置腰掛新調費

金十銭 同寺 面三枚筆耕料

金十八円 当廿一年十月より六ヶ月間借家料

金五十銭 雑費

収入の部

一、金十三円一十六銭 当廿一年十一月より五ヶ月間人民 所口

負料

差引 金十八円六十七銭三厘 但本村雜収入より支払うもの

とす

同年度同所出張所設置修繕臨時協議費増費決議案

支出の部

一、金六円五十七銭 治安裁判所出張所設置修繕増費額

内

司法大臣 山田 順義殿

(美濃紙三通)

同一十四日官より下見分当分の間観明寺に於て回処と不申候
裁判所出張所設置出願

一宮本郷村設置すべき裁判所出張所庁舎に充つべき為め本年九月廿五日家屋無償借用出願今般司法大臣にて聞届けられ候条

明治二十一年十月十二日

千葉県始審裁判所長 長崎 疊

内訳

千葉県始審裁判所長 長崎 疊

一、金 三十五円五十八銭三厘

観明寺屋敷廿七坪半諸費

一、金 五十銭 同所土間

一、金 十五銭 會議費

一、金 一円 會議諸費

一、金 七円六十九銭四厘 地租割

一、金 地価金 十円に付 一錢九厘七毛

一、金 九十二銭八厘 営業割

一、金 十円七十一銭 戸數割

七百六十五戸 一戸一錢四厘

一、金 十一円二十六銭

一ヶ月 金二貨二十五銭二厘 料